

# 第231回

## 広島県都市計画審議会議事録

日時 平成26年2月4日(火)14:00～15:00

場所 広島県庁北館4階 第3委員会室

### 目 次

第231回広島県都市計画審議会全体審議会 .....	1
1 開会 .....	1
2 議事 .....	3
第1号議案 因島瀬戸田都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更について	3
第2号議案 因島瀬戸田都市計画道路の変更について .....	10
第3号議案 備後圏都市計画臨港地区の変更について .....	11
第4号議案 広島県都市計画審議会運営規程の一部を改正する規程の制定について .....	13
3 閉会 .....	16

広島県

## 第231回広島県都市計画審議会全体審議会

### 1 開会

開会 14:00

○司会 ただ今から、第231回広島県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしてあります資料は、審議会次第、委員名簿、配席表、資料2、なお資料1は付議案と一緒に事前に送っております。その他、参考資料1から4でございます。参考資料2から4につきましては、本日の説明でスクリーンに映し出す画像を抜粋したものでございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

次に、本日の審議会の進行について御説明いたします。

前回の審議会をもちまして、会長でございましたA委員が退任されましたので、付議案の審議に入る前に、会長を選出していただきます。会長の選出までの議事進行を会長代理に議長として行っていただき、その後の審議は、選出された会長に行っていただきます。

では会長代理、よろしく願いいたします。

○会長代理 A委員が御退任されまして会長が不在でございますので、会長の選出が終了するまで議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、審議会に入ります。

本日の出席委員は、16名であります。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条の規程により、この会は有効に成立いたします。

それでは、第231回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、B委員とC委員をお願いいたします。

続きまして会長の選出を行いたいと思います。当審議会の会長は、広島県都市計画審議会条例第4条第1項の規程により、学識経験のある者につき任命された委員のうちから選出することになっております。選出方法につきましては、当審議会運営規程第2条の規程により、投票による方法と、出席した委員全員の賛同が得られますならば指名推薦の方法とがございます。当審議会では、これまでは投票という方法をとらずに、指名推薦という方法がとられているようでございますが、今回はいずれの方法により会長を選出することが適当でございましょうか。

○D委員 議長。これまでも指名推薦という方法がとられているようなので、この度も指名推

薦によることが適当ではないかと思ひます。皆さんの御賛同をお諮りいたしたいと思ひます。

○会長代理 ただ今、D委員から指名推薦の方法によることが適当であろうとの御提言がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○会長代理 ありがとうございます。御異議がないようでございますので、会長の選出は指名推薦の方法で行うことといたします。

それでは、指名推薦について御意見をお伺いいたしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○D委員 議長。当審議會は、御承知のように都市計画法に基づきまして、都市計画に関する事項を調査し、あるいは審議することを目的として設置されたものでございますので、この趣旨から考えますと、都市計画を御専門とされ、長年実務に携わり、都市計画に造詣の深いE委員が適任であると思ひますが、いかがでしょうか。議長のほうでお諮り願ひたいと思ひます。

○会長代理 ただ今、D委員からE委員を推薦していただきましたが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長代理 ありがとうございます。御異議がないようでございますので、会長はE委員に決定いたします。E委員、よろしく願ひいたします。

これをもちまして、会長の選出が終了し、私の議長としての職務は終わりましたので、E会長に議長席に着席いただき、以後の議事進行を願ひしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。どうもありがとうございました。

○E会長(以下、会長) それでは改めまして、ただ今推薦をいただきまして、都市計画審議会の会長という重責を担わせていただくことになりましたEでございます。皆さんの御協力で、この会が滞りなく成立いたしますように、よろしく願ひいたします。前職、A先生のようなわけにはいかないと思ひますけれども、皆様の御協力によりまして、円滑に進めさせてい

ただきたいと思います。何卒、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### 第1号議案 因島瀬戸田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○会長 では、早速、付議案の審議に入りたいと思いますが、今回は、報道陣はいらっしゃらないということですね。

それでは付議案の審議に入りたいと思います。本日は、付議案件が4件ございます。

では、第1号議案を事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 地域政策局都市圏魅力づくり推進課長でございます。

第1号議案の因島瀬戸田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、御説明いたします。この案件につきましては、前回12月の都市計画審議会において議決いただきました因島及び瀬戸田都市計画区域の統合に伴い、統合した新しい区域に対応する都市計画区域マスタープランに変更するためにお諮りするものでございます。前回の審議会後、関係市との協議・調整や、パブリックコメントの実施などを経て、この度変更案がまとまりましたので、ご審議をお願いしたいと考えております。

内容につきましては、お手元にお配りしております議案集の通りでございますが、パワーポイントにて説明させていただきますので、前方スクリーンを御覧ください。また、お手元の資料1の新旧対照表、参考資料2のパワーポイントの写しを、併せてご参照ください。説明時間は約20分を予定しております。

はじめに、都市計画区域マスタープランの概要について説明させていただきます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2により、都市計画区域ごとに、都道府県が定めることとなっております。都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての都市計画の基本方針を定めたもので、具体的には、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及びその方針、主要な都市計画の決定の方針について定めます。

スライドは、広島県における都市計画区域の指定状況を示しています。広島県では、産業や人口動向、土地利用状況や開発動向等の基礎調査を踏まえ、平成23年度に、当時の

県内26全ての都市計画区域について、平成32年を目標年次とした都市計画区域マスタープランを策定しました。

このうち、東広島、川尻安浦、江田島の3区域につきましては、昨年度の都市計画区域の統合に伴い、都市計画区域マスタープランの変更を行ったところでございます。現在は、県内14市6町におきまして、23の都市計画区域が指定され、都市計画区域マスタープランを策定しております。

この度、因島及び瀬戸田都市計画区域の統合に伴い、都市計画区域マスタープランをはじめ、土地利用及び都市施設など、影響のある都市計画について、変更する必要が生じております。

平成23年度に策定した現行のマスタープランにつきましては、平成21年度の素案作成段階から、関係市町や県の関係部局と協議しつつ、調整を図るとともに、この都市計画審議会においても、随時、策定状況や計画の概要等についてご報告させていただきながら、画面中段以降に示す法定手続きを経て、都市計画決定を行いました。

今回の都市計画区域マスタープランの変更の経緯は、先ほどご説明した通り、都市計画区域の統合に伴い、それぞれ対応する都市計画区域マスタープランについても統合、変更する必要が生じたことによるものでございます。

今回の変更に係る基本的な考え方としては、現行計画は、平成23年度に平成32年度を目標年次として策定したばかりの計画であること、現行計画は、市町村合併が収束した後に策定した計画であり、合併後の新市町のまちづくりの方針を踏まえた内容となっていること、以上の2点を踏まえ、今回の変更にあたっては、基本的に現行計画の内容を踏襲することとしています。

よって、今回御審議いただく内容としては、都市計画区域の統合によって影響が生じる箇所について、その変更内容を御確認いただくこととしております。

それでは、具体的な変更内容につきまして、都市計画区域マスタープランの構成に沿って御説明します。

都市計画区域マスタープランは、御覧の通り、4つの章から成り立っております。それでは、それぞれの章について、都市計画区域の統合による影響の有無や、その変更内容についてご説明します。

都市計画区域マスタープランの冒頭にあります第1章基本的事項は、全区域共通の記載内容となっており、「第1節 広島県の都市づくりの目標」「第2節 都市計画区域マスタープ

ラン策定にあたっての考え方」につきましては、区域の統合による変更はございません。「第3節 策定の対象区域」につきましては、都市計画区域の位置や面積、人口等の現状及び土地利用の現況等が記載されており、これらにつきましては都市計画区域の統合に伴って、それぞれ記載内容を変更いたします。

画面は、策定対象区域の面積、人口を示しています。現行の因島都市計画区域及び瀬戸田都市計画区域の面積、人口それぞれを合算し、下の通り変更いたします。

策定対象区域の土地利用等につきましては、左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。なお、現行計画と変更案は、対応する箇所の色を変えて表示しております。変更内容を読み上げますと、「本区域は、広島県の東南部に位置し、周囲を瀬戸内海に取り囲まれ、中央部に山が位置する良好な自然環境に恵まれています。これらの緑地が郷土景観の構成要素となっており、因島では、5箇所の自然公園が国立公園第2種の指定を受け、優れた自然の景観が保護されるとともに、憩いの場として緑の空間を提供しています。また、生口島、高根島は、中腹から海岸部にかけて、そのほとんどが柑橘農用地として利用されており、道路、住宅地、工業用地等の都市的土地利用はわずかの面積にとどまっています。これらの豊かな自然環境は、環境学習や観光振興において重要な役割を果たしています。」といたします。

策定対象区域の人口密度分布につきましては、左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。2区域を統合することで、地域的な人口密度の偏りを、より詳細に表現するため、因島土生地区の一部について記載を加えております。

次に第2章、都市計画の目標について説明いたします。

第2章 都市計画の目標では、広島県全体で設定した共通の都市づくりの5つの基本目標に沿って、各区域における具体の目標を記載しております。

第2章は第1節から第3節までで構成され、各区域の広域的位置付け、都市づくりの基本目標の設定、及び区域全体の拠点性の向上を目的とした将来都市構造の設定等の、都市計画の目標について記載しております。今回の変更では、都市計画区域の統合に併せて、記載内容を統合する必要性が生じているため、各節ごとに主な変更箇所を御説明いたします。

まず第1節 広域的位置付けについて、主な変更箇所を御説明します。左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。変更内容を読み上げますと、「因島瀬戸田都市計画区域

は、合併前の旧因島市と旧瀬戸田町の都市活動の拠点的役割を担う都市拠点として位置付けられます。本区域は、古くから海を介して世界に開かれた瀬戸内海の豊かな風土を活かし、芸予諸島の町村と一体となって、地域産業の活性化を図るとともに、地域の生活や文化を大切にした都市づくりが求められています。また、芸術と文化の拠点づくりを進め、ベル・カントホールや島ごと美術館、平山郁夫美術館等を有していますが、入込観光客数をさらに増加させるため、瀬戸内しまなみ海道を活用した新たな対策により、交流人口の増加とにぎわいのある都市づくりを進めることが必要となっています。」といたします。

続きまして第2節 都市の将来像と都市づくりの基本目標について御説明します。

基本目標1「活力を生み出すまちづくり」につきましては、左の現行計画を踏まえ、各区域の特徴的な記述を引用し、右の通り変更いたします。

基本目標2「持続可能なまちづくり」につきましては、左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。

基本目標3「個性あふれるまちづくり」につきましては、左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。

基本目標4「安全で安心なまちづくり」、及び基本目標5「みんなでつくるまちづくり」につきましては、両区域の記述内容が変わらないため、変更はございません。

次に第3節 将来都市構造につきまして変更箇所を御説明します。現行の記載内容は御覧の通りとなっております。今回、区域の統合を予定している因島都市計画区域と瀬戸田都市計画区域を赤い線で囲んで示しております。

そして、こちらが区域統合後の将来都市構造図の変更案です。因島瀬戸田都市計画区域につきましては、尾道市中心部や三原市中心部による都市機能の補完を受けつつも、既存商業施設が集積し、商業施設が集積し、独立性を持つ旧因島市中心部を都市拠点といたします。

第3章、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針について御説明します。

ここでは都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域に区分する、つまり区域区分を決定するかどうかについて定めております。

第1節、区域区分の有無につきましては、同じ方針である区域同士を統合していることから、現行計画の方針を踏まえ、引き続き区域区分を定めないこととします。

第4章主要な都市計画の決定の方針について御説明します。

第4章は、第1節から第5節までで構成され、土地利用、都市施設及び市街地開発事業等の主要な都市計画について、その決定の方針を記載しております。今回の変更では、都市計画区域の統合に併せて、記載内容を統合する必要性が生じているため、各節ごとに主な変更箇所を御説明します。

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針では、土地利用の基本方針や、住宅地、商業業務地、工業地等、主要用途の配置の方針等について記載しております。左の現行計画を踏まえ、右の通り変更いたします。変更内容を読み上げますと、「本区域では、因島の約8割が自然的土地利用であり、生口島・高根島とも中腹から海岸部にかけてそのほとんどが柑橘農用地として利用されているなど、豊かな自然環境に恵まれています。今後も人口減少が予測される中、既存ストックの有効活用と更新等を通じて、ゆとりある生活環境の充実を図るとともに、本区域の魅力を引き出し、観光・交流の促進を図る必要があります。」といたします。

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針では、道路・鉄道等の交通体系の整備方針や、下水道、河川の都市計画の決定の方針について記載しております。

交通施設の都市計画の決定の方針では、左の現行計画を踏まえ、右の表の通り統合いたします。

下水道及び河川の都市計画の決定の方針につきましては、尾道市より、「本区域では、尾道市汚水処理計画に基づき、公共下水道のほか、合併浄化槽等の整備を実施している」との意見があったことから、左の現行計画から、右の通り、「公共下水道等」に変更することといたします。

第5節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針では、歴史文化に配慮した街並みの整備、または保全に関する方針や、歴史的な街並みの景観等に関する方針について記載しています。左の現行計画を踏まえ、右の表の通り変更いたします。

以上が変更案の概要でございます。

この都市計画区域マスタープランの変更案につきまして、都市計画法の規定に基づき、平成26年1月15日から1月29日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また尾道市からは、先ほど御説明いたしました通り、「公共下水道等」の表記について、より実態に即した表現の修正意見がありました。その他につきましては異存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上です。御審議の程、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、何か御質問等ありましたらお願いします。

○F委員 事前にお送りいただいた議案集と、ホームページに貼ってあるものも見たのですが、人口とかいろいろなものについては、全部、平成17年の国勢調査を基礎にした記述になっています。広島県の都市計画区域マスタープラン自体が平成23年策定ということなので、その辺のスケジュールを見ていると、平成17年の国勢調査を基礎にせざるを得なかったのかなというところは理解できるのですが、それであるならば、注か何かでも、マスタープランの中に、平成17年の人口の状態とかを基礎としているので、本体のところはなかなか動かすのは難しいかと思うのですが、注などで「平成22年の国勢調査によっても人口の増加がどうした…」とかですね、そういったことを入れたほうが適切なのではないかと思ったのが私の意見です。

個人的なことですが、論文などを書くときに、後から新しいデータが出てきたらどうするかなどと考えると、注で「今後、こういう傾向というのは、大体、平成22年の国勢調査を見ても変わらない」とかですね、入れるように思います。これは、読むときに、なぜ平成17年度なのかなと思いますので、事務局でその辺を考慮してくださると。本体を動かさない形で何かできないかと思ったのが1つです。

それから、市町のマスタープランの方で出てくるのかもしれませんが、参考資料2のパワーポイントの23ページ、因島瀬戸田の変更案、「ゆとりある生活環境の充実」というのは、どういうことを想定してこういう文言で落ち着いたのか、というところを説明していただければと思います。人口が減少していくことと、因島のほとんどが柑橘系の農業地域ということで、そこで居住者たちのゆとりある生活というのが、いったいどのようなことをイメージされた記述なのかなと。特に今回は変更ということですが、「ゆとりある生活の充実を図る」というのはずっとそのままなので、平成32年度まで、どういうことをイメージされているのかなというのが少し…。これは全国大体どこでも、同じような地域では、どうしようかなと悩んでいるところだと思いますので、何か具体的なイメージがあるのなら伺えればと思います。

○会長 ありがとうございます。では、今のご質問について、2点だと思いますがよろしくお

願います。

○事務局 1点目の平成22年の国勢調査の数値につきましては、委員ご指摘の通り、本編をということではないのですが、参考資料か何か、そういった中で記述ができるかどうか、事務局のほうで検討してみたいと考えております。

それから、「ゆとりある生活環境の充実」ということですが、これも先ほどのご指摘の通り、現行計画を踏まえた記述としております。赤文字の部分になると思いますが、そのまま持ってきております。この中身について若干御説明させていただきますと、この区域につきましては、冒頭に書いてありますように、自然環境に恵まれているということ、そして人口減少が予測される中、次の24ページ等に出てきますが「既存ストックの有効活用を図るとともに」ということで、都市と自然が、大都市にない近接しているという部分、こういった部分を活用しながら充実を図るという意味にとらえております。これは県の区域マスタープランでございまして、何となくざっくりとしている部分があるかと思いますが、これに、各市町による都市計画マスタープランで、より具体的に表現していただくことになると思います。

○会長 F委員、よろしいでしょうか。

○F委員 はい。

○会長 他にどなたか御意見、御質問はありませんか。

○G委員 最後の第4章の公共下水道のところ、現行は「公共下水道の早期整備」というのを、実際の現状に合わせて「公共下水道等」と、合併浄化槽なども含めて水質保全に持っていくように変更されたということですが、これは非常にいいとは思いますが、実際の今の環境基準とか、そういったものに関しては、現状で環境基準を超えるものがあるとか、そういう現状はありませんでしょうか。

○事務局 現状で環境基準がクリアできていないというようなことは聞いておりません。

○G委員 では、今後もこのように、大きな公共下水道ではなく、地域で下水処理とか生活排水処理といったものを進めていくということですね。

○事務局 それは、地域、地域の条件等を勘案しながら、どちらがより効果的にやっつけられるかということ勘案しながら、ということになるかと思いますが、ですから、どちらか一方だけで、ということではなくて、両方勘案しながら、ということになるかと思いますが。

○会長 よろしいでしょうか。

○G委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。一応、既存のものをまとめるということでしたので、大きく変わることはないようですね。

では、他に何かございませんようでしたら、第1号議案につきましては原案どおり決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 御異議ありませんので、第1号議案につきましては原案どおりとさせていただきます。ありがとうございます。

## 第2号議案 因島瀬戸田都市計画道路の変更について

○会長 続きまして、第2号議案を事務局から御説明よろしく申し上げます。

○事務局 都市計画課長でございます。

第2号議案の因島瀬戸田都市計画の変更について御説明します。

本議案は、第1号議案と同じく、因島都市計画区域と瀬戸田都市計画区域の統合に伴うもので、変更の主な内容は、都市計画道路の名称に関するものでございます。付議案集は、2冊分の2の1ページからですが、スライドで説明いたします。説明時間は約3分を予定しております。

はじめに都市計画道路の名称の構成について説明します。都市計画道路の名称は、都市計画区域名を示す名称と、路線の番号、及び路線の名称で構成しています。例にありますように、「因島都市計画道路3・4・1号黒崎新開崎安郷線」と表示いたします。路線の番号の付し方としては、左から順に、区分、幅員の規模、一連番号で表示し、「一連番号」は都市計画区域における区分ごとに連続して定めます。

次に議案の内容ですが、因島と瀬戸田都市計画区域の統合に伴い、因島都市計画道路及び瀬戸田都市計画道路を、「因島瀬戸田都市計画道路」に変更いたします。これにより、それぞれの現行の路線については、因島瀬戸田都市計画道路の路線となります。

また、幹線街路の一連番号は、因島都市計画道路の末尾の3番に続けて、瀬戸田都市計画道路の、新町城山線を4号に、港務所北側線を5号に、新町福田線を6号に変更いた

します。なお、瀬戸田都市計画道路の3路線は、古い表示形式の番号を現在の表示形式番号で表示します。

次に、この度変更する都市計画道路の位置です。

こちらが現行の因島都市計画区域で決定している黒崎新開崎安郷線、湊土井線、浜畑家老渡線の3路線の位置図です。

こちらが現行の都市計画区域で決定している新町城山線、港務所北側線、新町福田線の3路線の位置図です。

以上で、第2号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。都市計画道路の名称変更の御提案です。これにつきまして、御質問等ありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

○会長 異議なしとの声が出ましたので、第2号議案は議案通りとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 では御異議がありませんので、第2号議案は原案どおりとさせていただきます。

### **第3号議案 備後圏都市計画臨港地区の変更について**

○会長 続きまして、第3号議案を事務局から説明していただきます。

○事務局 続いて、第3号議案の備後圏都市計画臨港地区の変更について説明します。本議案は、福山港において、新たにふ頭用地となった土地に臨港地区を指定するものでございます。付議案集は、2冊分の2の13ページからですが、スライドで説明いたします。説明時間は約6分を予定しております。

はじめに臨港地区の概要について説明します。臨港地区とは、港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定める都市計画であり、埋立地など、土地の区域に指定するものです。都市計画区域内の臨港地区は、地方公共団体など、港湾管理者の申し出た案に基づき定めることとなっており、港湾法で定める国際拠点港湾及び重要港湾に係

るものは県が、地方港湾に係るものは市町が定めることとなっています。福山港は重要港湾であり、県が定めます。

次に、臨港地区を指定する効果についてです。臨港地区を指定した区域においては、港湾法によって工場などの一定規模の建築行為について、港湾管理者への届出が必要となります。また、道路や物揚場などの施設は、臨港地区の指定と同時に、港湾施設に位置付けられ、補助金等の交付を受けることが可能になります。また、港湾管理者は、次に御説明する港湾法に基づく分区を、臨港地区内に指定することが可能となります。

この分区を指定すると、条例によって、港湾に関係のない用途の建築が制限されることとなります。本県では、旅客や一般貨物を取り扱うことに利用する「商工区」や、工場の施設の設置に利用する「工業港区」、水産物の取扱いや、漁船の出漁の準備を行うことに利用する「漁港区」などの分区を条例で定めております。

それでは、本議案の福山港臨港地区の変更について説明いたします。

福山港は、瀬戸内海のほぼ中央部、県東部に位置する港で、県が港湾管理者となっております。福山市は、この港を活かし、鉄鋼業など、臨海型工業を中心に、瀬戸内海有数の工業都市として、また流通拠点として、県の産業・経済の発展をけん引して参りました。福山港における臨港地区は、昭和39年に当初指定を行い、現在8地区、約71haを指定しています。

今回の変更は、図の南側の原・石井浜地区において、公有水面の埋立事業により、新たにふ頭用地となった土地を、臨港地区に追加するものです。

この図は、原・石井浜地区の拡大図で、青色の範囲は現在の臨港地区です。赤色で着色した範囲は、臨港地区を追加する区域で、面積は約0.2haです。

このスライドは現況の写真で、手前の赤枠が追加する区域です。原・石井浜地区では、写真中ほどの係留施設が狭く、老朽化しており、円滑な漁業活動に支障をきたしていたことから、港湾管理者である県が、公有水面の埋立事業によって整備を行い、平成25年2月にふ頭用地として竣功認可を受けております。

この変更により、福山港全体の臨港地区は約0.2ha増えまして、合計約71haとなります。

以上が変更の内容です。

本案について、平成25年12月5日から19日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、変更案に関して、福山市から、異存のない旨の回答

をいただいております。

最後に、本議案の臨港地区の変更とともに、港湾管理者である県が、港湾法に基づき分区の指定を予定しております。本区域については、隣接する既存の区域と同様、水産物を取り扱うことを目的とし、漁船の安全な接岸、停泊及び円滑な漁業活動を確保するため、「漁港区」とする予定です。

以上で、第3号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。本議案は、臨港地区の設定ですが、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

特にご意見がないということよろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、第3号議案につきましては、原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 御異議がありませんので、第3号議案は原案通りといたします。ありがとうございます。

#### **第4号議案 広島県都市計画審議会運営規程の一部を改正する規程の制定について**

○会長 続きまして、第4号議案を事務局から御説明よろしく申し上げます。

○事務局 続いて、4号議案の広島県都市計画審議会運営規程の一部を改正する規程の制定について、御説明します。説明時間は、約5分を予定しております。説明は、付議案集とお手元に配布しております資料2「広島県都市計画審議会における常務委員会の見直しに関するアンケートの結果について」を用いて行います。なお、本議案は、「常務委員会の廃止」に関する必要な改正を行うものとなります。

付議案集2冊分の2の25ページを御覧ください。広島県都市計画審議会運営規程の一部改正について御説明します。1の要旨でございます。

常務委員会は、多数の議案に対応するため、議案のうち、「軽易なもの」を審議する場として設置したものの、近年の社会情勢の変化や県から市町への権限移譲の進展によって、議

案件数全体が減少し、常務委員会への付議件数も減少しています。このため、常務委員会の存続について検討を進めることとし、「全ての議案を委員全員の全体審議会で審議する」ことの試行を行いました。試行を行った結果、常務委員会と全体審議会を分けて審議する場合に比べて、常務委員以外の委員については審議時間が増加するものの、議案件数全体が減少しているため、全ての議案を各分野の委員から幅広く審議できる環境が整っているものと判断できました。これを受けて、第三者機関として十分な議論をしていただける「全ての議案を委員全員の全体審議会で審議する」こととするため、常務委員会を廃止することとし、これに伴う必要な改正を行うものです。

ここで、昨年の12月に委員の皆様にお願ひした「常務委員会の見直しに関するアンケート」の結果について報告します。資料2を御覧ください。

「1 アンケートの概要」でございます。目的は、今後の常務委員会のあり方を検討するためとし、内容として、①『全ての議案を委員全員の全体審議会で審議すること』を試行した結果に対する評価」と、②「今後の常務委員会のあり方」に関することの2点について実施いたしました。

「2 アンケート結果」でございます。問1は、常務委員会で審議した議案を含め、『全ての議案を委員全員の全体審議会で審議すること』を試行した結果に対する評価についてでございます。結果につきましては、表の通り、幅広く審議する環境が望ましいという回答が多く、審議時間が負担になるという回答はありませんでした。

次に、問2は、「今後の常務委員会のあり方について」でございます。結果につきましては表のとおり、常務委員会を廃止するという回答が多く、存続するという回答はありませんでした。

また、委員の皆様からの意見とそれに対する事務局の考え方です。

1つ目の意見として、「常務委員の方々の反対が少ないようであれば、多少審議時間が長くなっても、全ての議案を全体審議会で審議することが良い」という意見です。事務局としては、「常務委員の多くは、『常務委員会を廃止する』と回答されていることから、廃止に向けての前向きな意見」ととらえております。

2つ目の意見として、「方向性としては問題ないと考えているが、従来、全体審議会と常務委員会で付議する議案を分けていた根拠を説明してほしい」という意見です。事務局の考え方としては、「常務委員会は、多数の議案に対応するため『軽易なもの』を審議する場として設置」していたものです。

3つ目の意見として、「今後全ての議案を全体審議会で審議することになっても、問題がない旨を明確に説明してほしい」という意見です。事務局の考えとしては、「常務委員会は、多数の議案に対応するために設置したものですので、議案件数全体が減少している中、1年間の試行及びアンケートの結果からも問題がないと考えています。また、将来、議案件数全体が増加するなど、常務委員会の必要性が高まった段階で、再度設置ができるように、都市計画審議会条例第6条の『常務委員会の設置』に関する規程は残すこと」としています。

以上のことから、アンケート全体を通じまして、常務委員会を廃止することに対する大きな反対意見はないものと考えております。

続いて、本運営規程の改正内容をご説明します。付議案集26ページを御覧ください。本運営規程の改正に伴う新旧対照表です。表の左側が改正案で、右側が現行の規程になります。改正内容は、常務委員会に関する条文である第9条から第14条までを削るものです。付議案集27ページに、この改正に関する議案をお示ししております。なお、施行期日は平成26年4月1日を予定しています。

以上で、「広島県都市計画審議会運営規程の一部を改正する規程の制定について」の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

すいません、私からお願いなのですが、先ほどの資料2の最後で、「『常務委員会の設置』に関する規定は残すこととする」と説明されましたので、多分最後のページが議案集の新しいものだと思いますが、どの部分に記載されているか、確認としてご説明いただけますでしょうか。

○事務局 参考資料1「広島県都市計画審議会の運営に関する関係法規集」の5ページをご覧ください。これは、広島県都市計画審議会条例であり、第6条に常務委員会に関する事項が記載されています。この第6条第1項に記載している「審議会はその権限に属する事項で軽易なものを処理するために常務委員会を置くことができる」規定をそのまま残すことによって、常務委員会の必要性が生じた場合には、また新たに設置ができるということになります。

○会長 わかりました。皆さん、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。その他に御質問、御意見などありませんでしょうか。

特にございませんようですから、第4号議案につきましては、原案どおりと決してよろしい

でしょうか。

( 異 議 な し )

○会長 御異議がありませんので、第4号議案は原案どおりといたします。

本議案の答申により、常務委員会を廃止することとなりましたので、常務委員の皆様におかれましては、今回で解任となります。常務委員として審議会の運営にご尽力いただいた方々に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

### 3 閉会

○司会 ありがとうございました。

では、次回の審議会は、7月頃を予定しております。議案や日程等を調整次第、御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

閉会15:00